

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第3号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第68号を第69号とし、第19号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) ハラスメント対策委員会の委員

別表中第67号を第68号とし、第19号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

19	ハラスメント対策委員会の委員	有識者	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900

附 則

この条例は、大和市ハラスメント防止条例（令和4年大和市条例第18号）附則第1項の規則で定める日から施行する。